土地区画整理事業の公金不正支出等事件（平成１１年度、平成１４年度、平成１７年度）における現職職員を対象とした庁内調査結果

○　庁内調査

(1) 調査の概要

調査結果報告を踏まえ、関係したと思われる現職の職員及び当時の事情を知っていると思われる現職の職員計１８名からヒアリング（１９回）を実施しました。

ヒアリング項目は、事件の概要、組織的決定に至った経過及び職員の関与の度合いなどで、職員の発言内容は、以下のとおりです。

ア　補償契約書（平成１０年３月１日付け）及び工事着手届等の作成について

＜調査結果報告の詳細資料　７ページから８ページ＞

（７）この補償契約書は、当時の区画整理事業の残務処理を行っていた区画整理課の担当主任が、当時、区画整理課、もしくは現地の本件区画整理事務所に保管されていた乙の印鑑を使用して乙の筆跡を模造して作成したものであり、乙本人が関与して作成されたものではない。 この補償契約書は、次項４の（１）の予算関係の処理のための内部資料として、区画整理課内部で乙に無断で作成されたものである。

＜庁内調査における発言内容＞

項目	発言内容及び発言者
平成１０年３月１日付け補償契約書（資料№３５）	住所は、自分の字である。（区画整理課担当主任）
平成１１年３月１０日付け工事着手届（資料№３９）、平成１１年３月２９日付け工事完了届（資料№４０）	①平成１０年度区画整理課長の命令で区画整理課担当主任が作成（区画整理課係長）
	②係長に命じられ自分が作成。直接施行の実施について進言したが、期間もなく、また上司も経験がないことから尻込みしてしまったものと思う。（区画整理課担当主任）

イ　「乙の予算措置について」の作成の経緯について

＜調査結果報告の詳細資料　９ページから１０ページ＞

（３）区画整理課は、前記（２）のとおり、乙に対する補償金は、出納閉鎖の平成１１年５月末日までに執行しなければ、その後、この補償金を

予算化することは困難であること、当時、収入役預かりという従来取られていた方法が取れなくなっていたこと、乙が建物移転工事を行った場合、予備費からの支出が可能か等、関係部署に問い合わせるなどして種々の方策を検討し、平成１１年３月３０日付の「乙の予算措置について」と題する文書として、検討結果を記載した。

＜庁内調査における発言内容＞

項目	発言内容及び発言者
乙の予算措置について（資料№３２）	平成１０年度区画整理課長が作成したものと思う。（区画整理課担当主任）
	平成１０年度区画整理課長が後任課長に引き継ぐために作成したものと思われる。（区画整理課係長）

ウ　平成１１年度の預金通帳の作成の経緯について

＜調査結果報告の詳細資料　１０ページから１１ページ＞

（５）当時の区画整理課の係長、担当主任は、平成１１年５月中旬頃、当該支店長を訪ね、前記（４）の事情を当該支店長に説明して了解してもらい、当該金融機関に乙名義の普通預金口座を開設して、その預金口座に区画整理課から補償金１１４５万６０００円を振込むことにした。

当該金融機関は、区画整理課の要請により、この乙名義の普通預金の開設、及びこの預金の利息計算書等の通知を一切乙に行わないことを確約した。

担当主任は、平成１１年５月１９日、当該金融機関に赴き、区画整理課で保管していた乙の印鑑を使用して乙名義の普通預金入金票（新約用)、及び普通申込書兼印鑑票を作成し、「口座番号○○○○○○」の乙名義の普通預金口座を開設し、金１００円を預金した。

その後、平成１０年度の出納整理期間（年度末から２ケ月間）内である平成１１年５月２８日、区画整理課名でこの普通預金口座に金１１４５万６０００円を振込む手続が行われた。

（６）担当主任は、平成１１年５月２８日、区画整理課から振込まれた金１１４５万６０００円の記帳手続を行い、記帳した預金通帳を区画整理課に持ち帰って係長に預け、都市開発部長、及び当時の区画整理課長が協議の結果、この預金通帳は、都市計画課の総括主幹が保管、管

理し、印鑑は、区画整理課で保管、管理することになり、係長が、その旨を記載したシールを、通帳を入れる封筒の表面に貼付した。

この点の事実関係に関しては、関係者の供述が必ずしも一致しないが、関係資料、及び関係者のヒアリングの結果を総合すると、この預金通帳は、都市計画課の総括主幹が保管、管理し、印鑑は、区画整理課（平成１５年４月１日以降は、市街地整備課）で保管、管理することになったことは、最近まで、それぞれで保管、管理していたことからも明らかである。

＜庁内調査における発言内容＞

項目	発言内容及び発言者
第2-5-(5)預金口座への１１４５万６０００円の振込み（上司の関与）	①直接の指示は、平成１１年度区画整理課長。少なくとも都市開発部長までは知っていたと思う。関係部署に相談していないと、この一連の処理はできないと思う。（区画整理課担当主任） ②平成１１年度区画整理課長の判断で行われた。一連の手続は課長が都市開発部長に相談していたのではないか。（区画整理課係長）
預金通帳が入っていた封筒（資料№４４）	都市開発部長も承知の中で作成されたと思う。（区画整理課担当主任）
第２-５-(6)通帳と印鑑の保管（上司の関与）	これらの取扱いについては、事前に決まっていたような雰囲気であった。通帳の入った封筒を平成１１年度総括主幹に渡したところ、「例のものね」といって預かってくれたような気がする。（区画整理課係長）

エ　平成１４年度の公金不正支出について

＜調査結果報告の詳細資料　１２ページから１３ページ＞

（３）平成１５年1月１０日付支出負担行為書にもとづく金１０１万０３００円の支払いの経緯

当時の区画整理課長、及び係長は、平成１４年７月頃、山辺西部土地区画整理事業所を訪ね、所長に山辺西部土地区画整理事業区域内の案件として、本件土地区画整理事業上の未処理案件となっている甲の換地の使用不能による補償金を捻出できないか要請した。

所長は、当初、そのような要請を断ったが、その後も係長から同様の要請が数回なされてきたことから、所長としても本課の指示に従い、山辺西部土地区画整理事務所の予算の中から甲に対する補償金を捻出せざるを得ないと判断し、平成１５年１月７日、甲に対する建築物等移転補償金は、金１０１万０３００円とする補償金算定書兼施行回議書、建築物等移転補償費個人別調書、工作物移転補償額算定書、山辺西部第二土地区画整理事業補償金明細書を担当者に作成させ、足利市と甲との間で、足利市が甲に対し、平成１４年度山辺西部土地区画整理事業のため支障となっている物件等を移転のため、金１０１万０３００円を支払うことを仮装し、平成１５年1月１０日付で補償契約書を作成し、係長が甲の自宅を訪問して、甲本人から署名、押印をもらった。

なお、この補償契約書には、当時区画整理課で保管していた足利市長の公印が押印された。

前記補償契約書締結後、平成１５年１月１０日付で支出負担行為書が作成されたが、この支出負担行為書の「課長欄」に区画整理課長、所長の印鑑が押印されているのは、所長が、この処理が山辺西部土地区画整理事務所だけの処理ではなく、区画整理課の指示によるものであることを明らかにしておくために、当時の課長に押印を求めたものである。

その後、平成１５年１月１４日付で、甲の署名、押印がされた工事着手届、平成１５年１月１５日付で工事完了届が作成され、これらの書類が提出されてこの補償金の支払いがされた。

＜庁内調査における発言内容＞

項目	発言内容及び発言者
第2―6-⑶１０１万３００円の支払いの経緯	区画整理課長、山辺西部事務所長、山辺西部事務所主幹、区画整理課係長の４人で話し合って決めたと思う。「(算定を）課長命令だからやれ」と言われた。「毛野の予算でやるべきだ」と言ったが、指示がある前に、本課とのやりとりがあったようで、山辺西部事務所主幹が「そんなのは本課の仕事だ」と電話で話しているのを聞いた。(山辺西部土地区画整理事務所庶務係主任)

	区画整理課長と一緒に事務所に行った。三役は知らないと思う。都市開発部長については、実際のところわからない。（区画整理課係長）
平成１５年1月７日付け　補償金算定書兼施行回議書（資料№.４５）、平成１５年1月１０日付け　補償契約書、補償金明細書、受領書（資料№.４６）	本課から金額もこのくらいだといった指示があったと思う。土地については何でもいいからということで、自分が適当に選んだ。単に金額が合いそうな物件を選んだ。（山辺西部土地区画整理事務所庶務係主任）
平成１５年１月１４日付け　工事着手届（資料№.48）、平成１５年１月１５日付け　工事完了届（資料№.４９）	本人に書いてもらった。（区画整理課係長）

オ　平成１７年度の公金不正支出について

＜調査結果報告の詳細資料　１３ページから１４ページ＞

（４）平成１７年９月１２日付支出負担行為書にもとづく金５６万７５００円の支払いの経緯

市街地整備課は、先の平成１４年度中に支払いをした以後も、甲から換地上の建物の移転、及び補償を求められたことから、先に支払いをした以後の補償を行うことになり、当時の市街地整備課長、及び係長が、平成１７年４月頃、山辺西部土地区画整理事務所の所長を訪ね、前回と同様の要請を行った。本課から要請を受けた所長は、再度の要請に躊躇していたが、その後も市街地整備課から要請があるため、前回と同様に土地上の工作物等の撤去に関する補償金名下に補償金を支払うことにし、平成１７年９月８日、甲に対する建築物等移転補償金が金５６万７５００円とする補償金算定書兼施行回議書、建築物等移転補償費個人別調書、工作物移転補償額算定書、山辺西部第二土地区画整理事業補償金明細書を担当者に作成させ、平成１７年９月１２日付で、足利市と甲との間で、足利市が甲に対し、平成１７年度　山辺西部土地区画整理事業のために支障となっている物件等の移転のため、金５６万７５００円を支払う旨の補償契約書を作成した。

この補償契約書の甲の署名は、前回の平成１５年１月１０日付の補償契約書の甲の署名と明らかに異なっているが、関係者からのヒアリングでは、誰が署名したものか明らかにならなかったが、前回と同様の方法

で、甲方を訪問して処理されたものと思われる。この補償契約書には、山辺西部土地区画整理事務所で保管している足利市長の公印が使用されている。

前記補償契約書作成後、平成１７年９月１２日付で支出負担行為書が作成され、その後、平成１７年９月１３日付で甲の署名、押印がされた工事着手届、平成１７年９月１６日付で甲の署名、押印がされた工事完了届が作成されている。この甲の署名、押印が本人のものか当時の職員からのヒアリングでは明らかにならなかったが、補償契約書と同様の方法で行われたものと思われる。

その後、平成１７年９月２０日付で、甲の署名、押印のある金５６万７５００円の請求書が足利市長あてに提出され、その後間もなく口座振替でこの金額が支払われたと思われる。

＜庁内調査における発言内容＞

項目	発言内容及び発言者
平成１７年９月１２日付け補償契約書、補償金明細書、受領書（資料№５１）	自分が署名したかもしれない。（市街地整備課係長）
第２－６－(4)支出の上司の関与	都市建設部長には事後報告した。当時の三役には報告したことはない。（市街地整備課長）
	課長以下で検討した結果である。（市街地整備課係長）
第 2―６-(4)支出の経緯	係長に任せた。私から山辺の所長に連絡した。事務所に行ったかもしれない。山辺の所長には命令に聞こえたかもしれないが、毛野のことなので、宜しくと言ったと思う。前任の区画整理課長や係長が区画整理事業に長く携わり、間違いないだろうと思ってしまった。（市街地整備課長）
	市街地整備課長と市街地整備課主幹が事務所に来て、何でもいいからということでやったと思う。区画整理課長から直接事務所に来た時に呼ばれて、指示を受けたような気がする。「前にもやったろう」と言われて、返す言葉がなかったような気がする。（山辺西部土地区

	画整理事務所庶務係主任）
	やってくれと言われたが、「納得できない」と言ったところ、事務所長から黙ってやればいいんだと怒鳴られた。仕方がなく言われるままにやった。周りの人は何も言わず逃げ場がなかった。相談する人もいなかった。事情の説明もなく、「ただやれ」と言われてやった。前例となった平成14年度の時にきちんと判断していればこういうことにはならなかったと思う。（山辺西部土地区画整理事務所庶務係主事）

(2) 調査の結果

事件の発端となった平成１０年度、平成１１年度の事実関係については、時間の経過及び組織的に指揮指導したと思われる当時の幹部職員がほとんど退職しており、肝心な部分で具体的な発言が得られず、少なくとも都市開発部長までの関与は確認できるものの、組織的最終決定者が誰であったかは確認できませんでした。

一方、平成１４年度、平成１７年度の事実関係については、当時の関係職員がほとんど現職で残っているため、具体的な発言を得られ、組織的最終決定者は当時の区画整理課長・市街地整備課長であると思料されます。

また、各年度に通じることでありますが、命令を下した幹部職員と命令を受けた部下職員の受け止め方の違いが発言から明らかになりました。

さらに、部下職員からは「直接施行」や「納得できない」といった進言、発言があったが、無視され、結果として今回の不正行為が組織的に実施されたことが判明いたしました。

最後に、今回の調査は、不正行為が組織的に行われたという観点からまとめたものであり、現職の職員の責任の所在を明確にするため、職務権限の中で行ったものでありますことを申し添えます。